車道・歩道でのスケートボードは



危険です!!



車道や歩道でスケートボードをやっていて、

危険・迷惑 といった内容の苦情や相談が寄せられています。

車道や歩道でスケートボード等をする行為は、車両や 歩行者と接触したり、他の通行の妨げとなるなど、とて も危険です!



※ 車道や歩道を、スケートボード等で滑走する行為は道路交通法で禁止されている『道路における禁止行為』に該当する場合があります。

(道路交通法第76条第4項、罰則:5万円以下の罰金)

福岡県警察